

令和2年度 特別支援教室の教育課程について (届)

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- 自分のことは自分でする子 (自立活動)
- 自分を大切にし、友達も大切にする子 (自立活動)
- 苦手な学習も根気強く取り組む子 (各教科の内容を取り扱いながら行う自立活動)

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 自己理解、自己受容を深め情緒の安定を図り、本人の意思や、保護者、在籍学級担任の願いを基に、授業観察や関係諸機関からの情報を生かして個別指導計画を作成し、一人一人の課題解決に対応した指導をする。
- (2) 好ましい人間関係を築くことができるように、人間関係の形成や集団参加、コミュニケーションのための意欲、態度、技能等の育成を図る。
- (3) 在籍学級における学習への参加を高めるために、学習規律を身に付ける。
- (4) 姿勢の保持ができるようにボディイメージを育んだり、目と手の協応や手指の巧緻性、眼球運動など読み書きに必要な基礎的な力を育成したりする。
- (5) 一人一人の認知特性、行動特性に応じた学び方を身に付けさせ、在籍学級の授業の参加状況を改善し、学習に参加できる力の向上を図る。

3 指導の重点

- (1) 学校生活の振り返り活動等を通して、自分の得意なところ、苦手なところを理解できるように指導して自己肯定感を育み、学习上及び生活上の困難を前向きに解決していこうとする態度を身に付けさせる。
- (2) 小集団指導や個別指導の中で、ソーシャルスキルトレーニングや話し合い活動等を取り入れ、自分の意思を分かりやすく伝えたり相手の考えを聞き取り理解したりすること等のコミュニケーション能力を高める。
- (3) 学習用具の準備や片付け、話す・聞く態度、丁寧な言葉遣いなどの学習規律を身に付けるよう、学級と連携して指導する。
- (4) 感覚統合や視覚認知の指導、体幹を整える運動等を取り入れ、自己の身体について理解を深め、感覚の偏りを軽減する。
- (5) 在籍学級における授業でのつまづきを細かく把握し、対象児童が分かる方法で児童のつまづきを取り上げ、各教科の内容を取り扱いながら指導を行う。特に、一人一人の児童の特性に応じた学び方を指導する。

4 その他の配慮事項

- (1) 一人一人の指導回数や指導時間数については、学級における適応の様子を十分に把握した上で決定する。課題の改善の様子について、担任や保護者からの情報、巡回相談員からの助言、関係機関からの情報を参考にして検討し、段階的に指導回数や指導時間数を随時見直し、指導終了につなげていく。
- (2) 在籍学級担任と情報交換を行い、児童理解を深め、指導方法の改善に生かす。
- (3) 在籍学級担任や校内委員会と連携し学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、指導に生かす。
- (4) 教職員に対しては、キラリ通信の配布、校内研修会を通し、特別支援教室の理解・啓発に努める。児童や保護者には、特別支援教室の役割や利用する児童に対する配慮などについて具体的に説明する。
- (5) 家庭、教育支援課、医療等の関係機関との連携し、特別支援教室と各場所での支援方法を相互に生かす。
- (6) 在籍学級担任や中学校特別支援教室担当者等と連携し、中学校への進路指導を充実させる。